

令和3年第8回栗国村議会臨時会において議決した議案

議案番号及び件名		議決年月日	議決の結果
発議第10号	米軍CH53ヘリコプターの緊急着陸に対する抗議決議について	令和3年10月25日	原案可決
発議第11号	米軍CH53ヘリコプターの緊急着陸に関する意見書について	令和3年10月25日	原案可決

米軍CH53ヘリコプター緊急着陸に対する抗議決議

令和3年10月20日午後6時29分ごろ、米軍第一海兵航空団所属のCH53ヘリコプター1機が粟国空港に緊急着陸した。同日午後9時ごろ整備士を乗せたヘリコプターが着陸し、乗務員を降ろし、翌日21日午前9時ごろ別の同型機整備員が到着、修理を行い、緊急着陸した機体は午前11時8分ごろに離陸した。

また、粟国空港滑走路が長時間にわたり閉鎖したことや、飛行場内の機体には米軍の乗組員が待機していたため、村空港管理事務所も待機や対応に追われた。

今回の緊急着陸に関し、米軍は「空中給油作戦を行っており、飛行可能な状態であったが、乗務員が注意が必要な兆候に気づき、大事を取って予防着陸させた」と説明しているが、一歩間違えば人命にかかる重大な事故につながりかねず、村民に大きな不安と衝撃を与えたことは、断じて容認できない。

これまで本村議会は米軍の事件・事故等が起こるたび、米軍や関係機関に対して厳重に抗議するとともに、事故原因の究明や再発防止策の徹底を求めてきたにもかかわらず、このような事態が発生したことに憤りを覚えるとともに、安全管理に対する米軍当局の安全管理が徹底してきたとは言い難く、強い不信感を抱かざるを得ない。

よって、本村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から 米軍及び関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について、速やかに実施するよう強く要求する。

記

1. 事故発生時の迅速で正確な通報と情報公開を徹底すること。
2. 事故原因の徹底究明とその結果を明らかにし、具体的な再発防止策を講じること。
3. 米軍機の住民居住地上空での飛行を全面的に禁止すること。
4. 日米地位協定の抜本的改定を行うこと。

以上、決議する。

令和3年10月25日

沖縄県粟国村議会

あて先

駐日米国大使、在日米軍司令官、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官

米軍CH53ヘリコプター緊急着陸に関する意見書

令和3年10月20日午後6時29分ごろ、米軍第一海兵航空団所属のCH53ヘリコプター1機が粟国空港に緊急着陸した。同日午後9時ごろ整備士を乗せたヘリコプターが着陸し、乗務員を降ろし、翌日21日午前9時ごろ別の同型機整備員が到着、修理を行い、緊急着陸した機体は午前11時8分ごろに離陸した。

また、粟国空港滑走路が長時間にわたり閉鎖したことや、飛行場内の機体には米軍の乗組員が待機していたため、村空港管理事務所も待機や対応に追われた。

今回の緊急着陸に関し、米軍は「空中給油作戦を行っており、飛行可能な状態であったが、乗務員が注意が必要な兆候に気づき、大事を取って予防着陸させた」と説明しているが、一歩間違えれば人命にかかる重大な事故につながりかねず、村民に大きな不安と衝撃を与えたことは、断じて容認できない。

これまで本村議会は米軍の事件・事故等が起こるたび、米軍や関係機関に対して厳重に抗議するとともに、事故原因の究明や再発防止策の徹底を求めてきたにもかかわらず、このような事態が発生したことに憤りを覚えるとともに、安全管理に対する米軍当局の安全管理が徹底されてきたとは言い難く、強い不信感を抱かざるを得ない。

よって、本村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から 米軍及び関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について、速やかに実施するよう強く要請する。

記

1. 事故発生時の迅速で正確な通報と情報公開を徹底すること。
2. 事故原因の徹底究明とその結果を明らかにし、具体的な再発防止策を講じること。
3. 米軍機の住民居住地上空での飛行を全面的に禁止すること。
4. 日米地位協定の抜本的改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月25日

沖縄県粟国村議会

あて先

内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、
沖縄防衛局長